

## 会議録目次

令和7年第8回海田町議会臨時会（第1日目）

令和7年9月25日（木）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について	3
日程第2	会期の決定について	3
日程第3	第48号議案 工事請負契約の締結について（中店窪町線整備工事（その1））	3
日程第4	第49号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）新畠橋下部工事（その2））（閉会）	9
		16

令和7年第8回海田町議会臨時会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和7年9月25日(木)

2. 招集の場所 海田町議会議事堂

3. 開会(開議) 9月25日(木) 9時00分宣告(第1回)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|   |   |        |       |        |       |
|---|---|--------|-------|--------|-------|
| 町 | 長 | 竹野内 啓佑 |       |        |       |
| 副 | 町 | 長      | 夏目 啓一 |        |       |
| 企 | 画 | 部      | 長     | 脇本 健二郎 |       |
| 建 | 設 | 部      | 長     | 木村 生栄  |       |
| 建 | 設 | 部      | 次長    | 門前 誠司  |       |
| 財 | 政 | 經      | 營     | 課長     | 倉本 勇登 |
| 建 | 設 | 課      | 長     | 早稻田 誠  |       |

~~~~~○~~~~~

## 9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 中山えり |
| 次     | 長 | 戸成正考 |
| 主     | 任 | 須崎亮  |

~~~~~○~~~~~

## 10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第48号議案 工事請負契約の締結について（中店窪町線整備工事（その1））

日程第4 第49号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）新畠橋下部工事（その2））

~~~~~○~~~~~

## 11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦労様です。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和7年第8回海田町議会臨時会を開会をいたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めております。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。議場内ではスマートフォ

ンや携帯電話をお持ちの方は、音が鳴らないようにしていただきますようお願いをいたします。確認をしてください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。本日、令和7年第8回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、皆様方には御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本臨時会には、契約認定2件を提出してございます。皆様方におかれましては、慎重御審議の上、是非とも御議決をいただきますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（桑原） 本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しております日程第1から日程第4に至る各議案でございます。

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、宗像議員、12番、岡田議員を指名いたします。

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本日の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。この際、議長より執行部の皆さんにお願いをいたします。質疑の際には答弁漏れがないよう気をつけいただきたいと思います。

○議長（桑原）日程第3、第48号議案、工事請負契約の締結について、中店窪町線整備工事その1を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第48号議案、工事請負契約の締結について。海田町窪町地内において施工する中店窪町線整備工事その1の工事請負契約を締結しようとするものでござります。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、議案書3ページをお願いいたします。第48号議案、工事請負契約の締結についてでございます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて、町議会の議決を求めるものでございます。工事名は、中店窪町線整備工事その1、工事場所は、海田町窪町地内、請負金額は6,160万円、受注者は江草興機株式会社、工期は議決の日の翌日から令和8年3月31日までございます。続きまして、資料1の工事入札状況をお願いいたします。資料1でございます。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、土木一式工事で、業者登録のあるA Bランクの業者を基本といたしまして、総数の3分の1を超えない範囲内で選定が可能なCランクの町内業者3者を含む全15者を説明いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した江草興機株式会社を落札者と決定いたしました。工事内容につきましては、担当部署から御説明申し上げます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前） 続きまして、工事等箇所図について御説明いたします。資料2をお願いいたします。資料の1ページ目を御覧ください。まず、概要について御説明させていただきます。都市計画道路中店窪町線については、本線部分の瀬野川右岸の道路の拡張工事に先立ちまして、令和7年度につきましては、付替道路として平面部が幅員6.0メートル、スロープ部が幅員8.0メートル、延長70メートルの道路整備を行うものでございます。2ページ目を御覧ください。横断図でございます。左側が平面部の区画道路で、右側がスロープ部の区画道路でございます。3ページ目を御覧ください。スケジュールでございます。準備工から約6か月での完成を予定いたしております。議決をいただきました後に、準備工に着手し、12月から擁壁工を行い、2月から塗装工を行ってまいります。その後、区画線工を行った後に、令和8年3月31日の完成を目指してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○15番（崎本） 15番、崎本でございます。最初に、入札状況でございますが、これは、最低制限の何パーセントで落札されたか、いつものとおりちょっとお願いします。それと、本題に入りますが、駅前と窪町の差は、高低差が非常に高いと思いますが、この資料の分では、あまりはっきりしませんがね、これを将来、やって、将来この道路はどの

ようになるか、どのような関係、窪町と駅と、前をつなぐ、これは重要な道路と思いますが、将来的にはどういう位置を示すかね、どういう関係にあるか、ちょっとそれとですよね、瀬野川のこっちの本道のあれもあるが、あれとの関連性をちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）1点目の落札率につきましては、86.45パーセントでございます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回のですね、中店窪町線につきましては、現在の町道2号線に当たる部分で、そこ、ちょうどサンピアアキさんがあるところに向けて、今スロープがあると思いますけども、そこまで、川から広げてまいりまして、それが本線部分になるんですが、そうなりますと、今通れるところは通れなくなります。ということで、その付替といたしまして、スロープ、今回御提案させていただいておりますスロープを整備して、交通の円滑化を図っていくと、こういう考え方でございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）ちょっとね、質問の意味をちょっとよう聞いちゃきなさいや。ここに付替と書いてあるでしょう。将来はどういう位置に、関係にありますかいうて聞いちゃるじやないか。そりやそうで、2号線のこの川沿いの道路、あれを改良せにやいけん、サンピアアキ、どうじやあ、あんたら知らんか知らんが、あれが邪魔になるんよ。いずれかは、もう何年か後は退けないけんのよ。退けるんよの。まあ、あんたら知らんか知らんが。その点やって、今の、ここに書いてあるじやない、架替え、仮によの、将来的にどうなるか、どういう、あんたら知らんのじやが、窪町開発工事で、長い間もめたんよ。そういう関係があるんじやから、窪町は低いんじや。将来的にどういう構想で、こういう多額の金かけて、これやるのに錢がいっとるんじやけの、用地交渉で。そこらをどういう考え方かいうて聞いとるんよ。分かる。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回の中店窪町線、この付替道路についてはですね、ちょっと、もともとの話をいたしますと、もともとは、区画整理事業、今の窪んだところと、あとハローズさんがあるところ、そこを一体的に区画整理をする予定でございました。ただ、地域の方々の御理解がなかなか得にくいということで、区画整理は縮小いたしまして、現在の窪んだところ、今回御提案させていただいているところにつきましては、地区計

画ということで、都市計画の決定を行いまして、今回、御提案させていただいておりま  
す付替道路につきましては、その地区計画で定めております区画道路、区画道路を整備  
して、それで、地区計画の中の一環の道路として整備すると、そういう位置づけでござ  
います。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）意味分かるんよ。窪町区画整理のときに、もう三十何年前よの、問題に  
なる。それが何年かたって、今の区画、縮小して、地区地区にやるちゅう、そのいきさ  
つは分かるんじやが、もう三十何年、どこからどこまでがこういうふうになつちよるか  
が分からんわけよの。説明もないから。だから、ずっと、わし、その間ずっとおるんよ。  
ここにの。ほいじや、それが将来的にどうなるか、多額の金をかけて。将来的には、今  
この付替道路は、将来的にどういう意味をするか。こんだけの金かけて。どういう意味  
にするか、例えば、窪町は今度、開発工事、今、もうビルや何じやかんじやが建ちよる  
んじやが、最終的にはこの道路がどういう役目をするか、そこまで分かつたら説明をお  
願いしますちゅう、もう3回目じやけ終わりじやが、そこをちょっと知りたいから、分  
からんかったら、また建設委員会でもしっかり詳しく説明してもらやあえんじやが、  
説明ができる限りは説明してください。

○議長（桑原）大丈夫ですか。大丈夫ですか。建設部次長。

○建設部次長（門前）今回の道路につきましては、いわゆる中店窪町線につきましては、  
青崎畠線に接続する道路でございます。それで、それはいわゆる道路ネットワークの一  
つとして、それを整備するものですが、今回御提案させていただいております付替道路  
につきましては、地区内のいわゆる窪町地区、今窪んだところですが、その道路、地  
区内のですね、住居であったり、商業施設もございますけども、そういう環境改善の  
ために整備すると、そういうふうな位置づけでの道路でございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）私のほうから補足で説明をさせていただきます。先ほど来次長が申し  
上げましたように、過去のいきさつで、こちらが地区計画で整備するという方針でまち  
づくりをするという定めになっております。今回の付替道路というのは、付替とありま  
すが、中店窪町線本体の整備に伴って今ある安芸農協さんの横のスロープがなくなるの  
で、それに代わる町道として、今後、永久かどうかちょっと分からないですけど、継続  
して、町道振替えてですね、町が維持管理していく位置づけの道路になるんですけど

も、意味合いといたしましては、区画整理から外れた窪町地区の地区内道路を改善するという意味合いもございますので、今回拡幅をして整備をする。で、今後引き続いて、地区計画になりますので、あくまでも住民の皆様の御協力をいただくという前提になるんですけれども、地区内を通っております道路につきましては6メートルに拡幅するという計画がございますので、そこにつきましては、今後、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。3点ほど聞かせていただきます。まず、入札執行状況、失格の理由。それから、もし、これ入札で予定価格以下であったんなら、その金額を説明していただきたい。それともう1点。もう2点。これ、隅が切ってないですよね、道路。区画道路の中で整備する中で、本当にこれ隅切ってなくて大丈夫ですか。もう1点。横に、どう言っていいかな、道路を1本6メーターつけられる、これ行き止まりですよね。行き止まり道路で、もし間違えて入ったときに転回ができないんですが、その辺についてどう考えておられるのか。それから、最後にもう1点。これ、道路、公安委員会でどの程度、話されたんか分かりませんけども、駅前に出たときに、これ右折レーン造られてないんで、右折にささない予定にしてるのかどうか。4点お願ひいたします。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）1点目の失格の理由でございますけれども、遅刻でございます。開札時間に間に合わなかったということでございます。

○議長（桑原）3回しかないんでね、質疑漏れのないようにね。建設部次長。

○建設部次長（門前）まず1点目でございます。今の御指摘の部分につきましては、幅員がスロープ部分が8メートルございまして、隅切りもなくても支障がないということで警察とは協議をいたしております。それと、2点目の行き止まりの部分でございますが、御指摘のことも、我々も想定しております、ですから適切に誘導するために、いわゆる交通標識で左折に誘導すると、それと、行き止まりであるということが明確に分かること、そして、路面表示ということでですね、その辺については、そのようなことがないように対策をとってまいりたいと。それと、右折の、ちょうど出たところですね、スロープから上がって出たところ、右折がどうかということなんですが、これについては、警察と協議いたしまして、右折は駄目よと。それで、誤って入ることがないようにですね、標識看板と併せて、左折のレーンと、それとカラーコーンを置きまして、物理的に

もそのようなことがないような対策をとってまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）1点目は分かりました。最後の分も分かりました。開発行為と同じ状況ですね、この6メーター道路。となれば、必ずこれ、袋地道路のあれを、転回広場造らにやいけんのじゃないんですか、そういう考え方からすれば。単なる6メーターの区画道路造ったけえ、ええよじやなくて、やっぱり、背景を考えたら、開発行為と同じ問題になるんで、必ず奥に転回広場造るべき案件じゃないんですか。町とすれば。それについてどう考えてるのか。それと、6と8だから、区画道路が6メーターで、今回の造る道路が8メーター、インからインに曲がるとき、どうするんですか。6メーターということは、多分2車

になりますよね、約、おおむね。で、直角にインからインに絶対曲がれんですよ。明らかに計画しとるのが、ぐるっと反対車線振り込んで回りんさいやって言つとると同じと思うんですが、町が造る道路でそういう計画が本当にいいんかどうか。それについてどう考えてるのか、御説明願います。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）まず、側道の6メートルの分なんですけれども、開発の基準によりますと、幅員が6メートルある場合は回転広場を設けなくてもよいというふうになっておりますので、その6メートルの中で回転いただくという考え方になっております。次に隅切の件なんですけれども、おっしゃられるようにインからインに回る場合には非常に難しい部分がございます。ただ、今回につきましては、土地の制約的なもの、あと、地域といいますか、地形上やむを得ない部分での隅切がない状況での整備ということを考えさせていただいておりまして、警察のほうともそれを協議いたしまして、やむを得ないという御回答をいただいておるものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○12番（岡田）12番、岡田です。あそこのところ、駅から下りてきたところ、あそこの角にごみステーションが2か所置いてあるんですね、今ね。で、以前あそこの住民の方が、なかなかごみステーション置き場所がないからというふうなことで、今のところに置いてあるんですけども、ここの、多分、工事をされたら、移動するか何かいうふうな格好になるかもしれないのですが、そのときの地元の人との説明会、話し合いというのは、やられるとるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今後ですね、今回議決をいただきました後に、業者とですね、十分、協議、打合せした後に、ある程度そういった計画の内容もですね、具体的に御説明できるように、10月中にですね、10月の中旬までにですね、説明会を開催する予定でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。第48号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第49号議案、工事請負契約の締結について、（仮称）新畠橋下部工事その2を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第49号議案、工事請負契約の締結について。海田町畠一丁目地内外において施工する（仮称）新畠橋下部工事その2の工事請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、議案書4ページをお願いいたします。第49号議案、工事請負契約の締結についてでございます。本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約を締結することについて、町議会の議決を求めるものでございます。工事名は、（仮称）新畠橋下部工事その2、工事場所は、海田町畠一丁目地内外、請負金額は、2億5,190万円、受注者は、シンクコンストラクション株式会社、工期は、議決の日の翌日から令和8年7月17日まででございます。続きまして、資料3の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、土木一式工事で業者登録のあるAランクの業者の中から、全19者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でか

つ最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札したシンクコンストラクション株式会社を落札者と決定いたしました。工事内容につきましては、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）続きまして、工事等箇所図について御説明をさせていただきます。

資料の4をお願いいたします。資料の1ページ目を御覧ください。まず、概要について御説明をさせていただきます。（仮称）新畠橋の橋りょうにつきましては、3スパンの橋桁を設置することから、それを支えるための橋台2基、橋脚2基を設置する必要がございます。そのうち令和7年度につきましては、瀬野川の左岸、つまり国道2号側の橋台を設置いたします。具体的には、基礎杭を20本打設し、その上に高さ6.0メートル、幅29.4メートルの橋台1基を整備するものでございます。2ページ目を御覧ください。工事スケジュールでございます。準備工から約10か月での完成を予定いたしております。議決をいただきました後に、準備工に着手し、10月中旬の渇水期から作業ヤード整備工を行い、2月から橋台の躯体を築造してまいります。その後、作業ヤードを撤去し、令和8年7月17日の完成を目指してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○15番（崎本）15番、崎本でございます。先ほどと同じ最低制限価格の何パーセントかと。ほいとね、ちょっと、宗像君のあれじゃないんじやが、辞退した理由を聞かれたんじやがね、遅刻じやいうて。辞退した皆さん、皆々が遅刻されたじやあるまいし、それ以外に理由があると思いますがね、もうちょっと親切に答弁をお願いしますよね。それとね、今の辞退された辞退されたいうて、今までどおり、監督者のほうが不足とか、いろいろあるんだろうが、もうちょっと親切に、そこらを、ほいで、遅刻されたいうたが、遅刻をされんように周知するのが執行部の務めじや思うんじやが、そこらをもうちょっと真摯に親切に説明お願いします。本来じやがね、この請け負うた業者はこの前と同じと思いますが、この前はちょっと、補正のところで、議長ちょっと、変わるんじやが、ちょっとお許しをお願いします。

○議長（桑原）はい。

○15番（崎本）補正のところでちょっと、矢板が入りにくかったから、補正をお願いし

ますというて、わしちょっと、最初あそこを通ってみたんじゃが、検査も何にも済んで、最終的な支払い状況にあって、最初の矢板を打つときの補正予算が出てくるのは、わし、後で気がついたけん、あれじやが、ちょっとそういうことはおかしいんじゃないか思うんじやが、その点について、部長、分かったら補足でもいいから説明をお願いします。それとね、私、この件に関して、今、物価高騰でどうのこうのあるんじやが、それでも入札でとられたからね、とられた限りは、企業の努力が必要じや思うんよの。何にもかんにも補正補正出して、物価が上がったからどうのこうのじやなしに、ある程度業者もそれを覚悟で入札しておるつもりと思うんよ、私はの。そこらを、あなた方も頭に置いてですよ、そりやあ、今のAランク、どうのこうのやつたら、それはそれ専門の知識がある人もえっとおられるから、その負けずという、海田の町民の大切な資産、財産じやからね、やっぱり言われるとおり何でもかんでも出すんじやなし、一応、前もってね、結論というものは、こうこうこうでこうやから、そういうことは受けられませんとか、やっぱりきっちとした対応がわしや必要だ思うんよ。そこらをきっちと念頭に置いての、今後、あまり追加工事がないように努力してもらいたいと思うんじやが、それについてどう思われますか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）御質疑の1点目2点目については私のほうから答弁いたします。

まず、落札率につきましては、98.31 パーセントでございます。2点目の辞退理由でございますが、今回辞退された業者さんは全て技術者の確保が困難であるという理由でございます。失礼いたしました。遅刻の件でございますけれども、町といたしましては、文書によって何月何日何時に庁舎にお越しくださいという案内文を伝えておりますけれども、その際、来られた業者さんが必要な書類がなかったので、参加できなかった。その開札時間までにその書類が整わなかったというところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）変更補正、補正というところの工事の変更契約の件でございますが、前回の専決のときに説明させていただきましたように、昨年度2月議会で繰越しの承認をいただきました。3月臨時議会において、工期の延期というとこをいただきましたが、その時点では、まだ更にいろんな支障が出てくる可能性まだございましたので、そのときにちょっと一応説明はさせていただいたんでございますが、最終的に精算という形で、工事がめどがついて、これで完成するという分かった時点での変更契約をさせいただき

たいということになりましたので、この時期に変更させていただいたものでございます。で、この度もボーリング調査等を行ってございますが、何分土の中なので、いろんな状況の変化がおこつてるとこがございます。それにつきましては、十分に受注業者の方と精査をいたしまして、過剰な支払いにならないように、町としてもしっかりと積算、それから、現場の管理をして対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）4点目の努力の部分でございますが、我々といたしましては、御契約していただいた契約内容に沿って適切に履行していただくということを念頭にですね、しっかりと、その業者さんが増額してくださいというお話がございましても、それが契約内容に含まれているものかどうか、しっかりと判断をいたしまして、それについては認められない、また、当初の契約に含まれてないものが、現場の状況によって新たに発生したという部分については、こちらについてやはり認めてあげないと、受注者さんのはうも、当初見込まれてないものを企業努力でやっていただけるものもあればですね、やはりちょっと難しいものもございます。ですので、あまりにも無理強いすると受注者さんが、今後、海田町の工事を避けるという事態も生じかねませんので、冒頭申し上げましたように適切な契約の履行という部分に立ちまして、我々建設部一丸となってですね、今後も努力してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）それが要らんことよ。えっとの、物事を聞かんかったら、海田町の仕事をしてもらえん。そういうことは海田町の魅力はないんじゃない。魅力がない、何でも言うことを聞いてくれるから、じゃやりましょうと、そういう次元じゃないわけよ。これ、矢板を打つのはタケハラ工業じゃ思うんじゃがの、今、物事、発達しとつての、あなた方が考える以上なことはあるんよ。だから、そこらをの、あなた方もそれ以上の技術力を勉強して、対応できるようにやりなさいっちゅうことをわし言うちよるんよ。何でもかんでも聞いたら駄目よいうことを聞いちよる。わしは言うじゃないか、それ。もともと海田町の、過去にもあるじゃないか、それはどういう対応したかいうて。過去に遡るんじゃないが、宗像君もよう知っちよるんじゃが、黙っちよるんで。ほんじゃが、それに努力が足らんから、裏の裏まで知っちよるんじゃが、それ皆言うたら、あんた方が困るけん、じゃが、そういう努力をしなさい言うちよるんじやけえ、努力すりやええじゃない。要らん金出さんかったら工事してもらえんからいうて、ほんじゃ、何ばでも

補正予算出してやりますよいうようじや、駄目でしょうが。橋でも駄目じやけん駄目よ、入札執行ができんかったけん、今度は追加で、また何ば何ば出しますけんいうて、何回も何回も値段を上げて、最終的に取ってもらうような入札の仕方しちゃあ駄目よ。魅力がないからでしょうが。魅力があるようなあれをせんかったら、海田町、町、持たんで、自民党じゃないんじやが。そこらよう考えて、やるかやらんかの問題で、最初から言わんじやったら、地下に石があるじやないじやいうて、こんだけの分はあんた、分かろう。ほんじや無い分でもある言われたら、通さにやいけんようなものの言い方は駄目よ、そりや。そういうことで、1回だけ答弁お願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）おっしゃられるように契約した内容をですね、適切に履行していただけるように、無駄な支出がないように、技術力の向上に今後も努めてまいります。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○11番（宗像）11番、宗像です。先ほどの入札の分につきましては、15者のうち4者ぐらい、4者、正式には5者か、1人遅刻がおったんで、参加してくれたんですが、これ、19者指名して、2者しか応札がない。これ、本来の一般競争入札になってないような気がするんですよ。これ、前々からこれ、崎本議員がおっしゃられているように入札の指名方法に問題があるんじゃないんか。あまりにも県のランクづけに合わせてやり過ぎてから、入札そのものに参加する業者がない状況になつるような気がしてならないんですよ。その辺については、指名の段階でもう少し、今後検討する余地があるんじゃないつか思うんですが、それについていかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課（倉本）御指摘の点、ごもっともだと思っておりまして、現在、指名競争入札を行う際の指名の仕方なんですけども、海田町建設工事指名業者等選定要綱というものがございます。で、それの中にですね、発注金額に応じた、おおむねの指名業者数というものが示されておりまして、それに従って、その範囲内で、今指名しているところでございます。ただ、議員御指摘のように、とりわけ、近年、なかなか辞退業者が多くて、2者入札とかっていうことが散見されるようになってまいりまして、それは、入札そのものが成立しないというのはあってはならないと考えております。従って、今のこの選定要綱による選定業者数の運用をもう少し柔軟にできないかというふうなことを考えております。具体的には、この工事につきましては、今回、12者以上で20者以内とい

うそういう制約がかかっておるんですけども、そのところをもう少し柔軟に、例えば  
25 者あててみるとか、そういったことで、ちょっと改善をしてみようと考えているとこ  
でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○11番（宗像）数を増やしたけんいうて、なりますか。要綱をつくられてる、その要綱  
があるのは私も知っていますけれども、その要綱に縛られすぎてるんじゃないですかっ  
ていうのが一番言いたいんですよ。その辺をもう少し柔軟に対応する、だから、必要が  
あるんじゃないんかということと、もう1点、指名じゃなくともう少し違った方法もあ  
るんじゃないですか。その辺を少し検討する余地があると思うんですよ。例えば、今、  
国やなんかが始めてますフリーにやるやり方ですよね。資格さえあれば、誰でも応札が  
できるやり方。公募型ですか。そういうことも検討、余りにも今の指名業者の要綱に縛  
られすぎて、何かでそういうチャンスをつくってやってみて、それでも効果がないいう  
んであればやむを得ないと思うんですけども、その辺の、単なる要綱を緩めるだけじゃ  
なくて、それ以外の方法もいろいろとやってみる必要があるんじゃないかと思うんですが、  
これは、担当者レベルの話じゃないと思うんで、それなりにしっかりした人間が答  
えることで答弁していただきたいんですよ。担当者レベルじゃったら、絞られた中で範  
囲でしか物事言えないと思うんで、その辺は今後どういうふうにするか、一番いいのは  
トップがこういうふうに考えてみようと思うのを言ってもらうのが一番いいんですけ  
れども、まず、その辺、しっかりした御答弁を願いたいと思います。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（夏目）先ほどの議員の御指摘ごもっともでございます。もちろん、先ほどの要  
綱の運用の考えもあるんですけども、もう少し幅広く物事を考えられないか、先ほど  
言わされました公募型、いわゆる一般競争ですとか、そういうことが、全面的にすぐじや  
なくて、その効果を図るための試行をやってみるとか、ちょっとそこも含めて、今ちょ  
っと検討したいと思っております。それから、加えまして、あと、数だけなのかってい  
う話もございますので、その発注方法自体に問題がなかったのか、この仕様書のあたり  
のところも、今点検をしておりますので、ちょっとその辺も含めて、あわせて検討させ  
ていただきたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○11番（宗像）そこまで検討されておるんであれば、必ずその途中経過を議会に対して

も報告いただくようお願いして、これはあくまでお願いして、質問を終わります。

○議長（桑原）答弁よろしいですか。

○11番（宗像）答弁いいです。

○議長（桑原）はい。ほかにございますか。多田議員。

○14番（多田）この工事に関してですけど、これ、2号線沿いなので、恐らく交通規制がかかると思うんですけど、この交通規制のやり方、やり方いうか、どの辺までやるのか、それから、それについての周知方法をどのようにされるのかお伺いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず交通規制でございますが、1車線を潰す形、去年11月に護岸が崩壊したときに、1車線規制かけてあったと思うんですけど、その状態が、もうちょっと幅広になるような状況になるかと思います。周知につきましては、当然、現場周辺に看板、それから当然、自治会との回覧とかですね、あと、ホームページでの周知というのを幅広くやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。第49号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）議員の皆様方、本日開会いたしました海田町議会臨時会、大変お疲れ様でございました。提出させていただきました全ての議案につきまして、御議決をいただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。引き続きですね、町政に対する御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和7年第8回海田町議会臨時会を閉会します。皆様、大変御苦

労様でした。

午前 9 時 45 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員